

日田市文化財保存活用地域計画

概要版

文化財保存活用地域計画とは

計画の作成と背景

日田市（以下「本市」という。）は、北部九州のほぼ中央、大分県の西部に位置する。周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出す豊富な水が合流する日田盆地と緑豊かな森林や丘陵地で市域が形成されている。

本市は、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府の直轄地（天領）として西国筋郡代が置かれるなど、九州幕府領の政治の中心地として、また「日田金」と呼ばれる商人の大きな資金力を背景とした経済の中心地としても発展してきた。

本市では、美しく豊かな自然の恵みを受け、地域固有の歴史と風土に恵まれて築き上げてきた文化的な環境の中で、地域独特の文化芸術が育まれ、多くの分野にわたり文化活動が展開されてきた。

そして、文化活動が遺した有形無形の文化財は、市民の人間性を育て、地域のアイデンティティを確立する市民共通の貴重な財産となる。

しかしながら、近年、高齢化や人口減少などにより、芸術文化や生活文化に関わる文化財を中心として保存・継承が困難になってきており、将来にわたって文化財を保存・活用していくために、市民の地域の歴史を愛する心を育み、文化財の普及啓発を図るための活動が求められている。

そのため、先人から受け継いできた文化遺産と伝統を守るとともに、文化活動の輪を更に広げながら将来に引き継いでいく必要がある。そこで、本市の貴重な宝である多種多様な文化財を調査・把握し、総合的・一体的に捉え、まちづくりや観光などの他の分野とも連携し、地域総がかりで将来への保存・活用に繋げていくため、『日田市文化財保存活用地域計画』（以下「本計画」という。）を作成する。

地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3の規定に基づく法定計画として作成し、文化財の保存・活用に関して本市が目指すべき方向性を示したマスタープラン（基本計画）と、その実現に向けた具体的な事業や実施期間などを示したアクションプラン（実施計画）、両方の役割を担う。

計画期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度～令和17（2035）年度の11年間とする。

計画の対象

本計画では、文化財保護法に基づく指定等の有無、有形無形を問わず、地域に残る豊かな自然、ふるさとの歴史と伝統に育まれた全ての文化財を対象とする。

日田市の文化財の概要 (I)

文化財の概要

指定文化財

本市の指定等文化財の件数は、令和7(2025)年10月1日時点で185件である。

その内訳は国指定等55件、県指定等41件、市指定89件となっている。類型別では、有形文化財が110件と最も多く、次いで記念物55件、民俗文化財17件、無形文化財と文化的景観、伝統的建造物群の指定・選定はそれぞれ1件であり、文化財の保存技術は現在選定無しである。

また、平成27(2015)年に日本遺産の認定を受けた「近世日本の教育遺産群 - 学ぶ心・礼節の本源 -」の構成文化財のうち、6件が市内に所在している。

未指定文化財

本市の未指定文化財の件数は、令和6(2024)年6月1日時点で把握しているものは、総数1,394件となっており、文化財の区分で見ると、有形文化財444件、無形文化財140件、民俗文化財129件、記念物300件、文化的景観3件、伝統的建造物群1件、その他15件となっている。また、埋蔵文化財の包蔵地は362か所である。

種別		国	県	市	総計
有形文化財	建造物	34	2	13	49
	美術				
	絵画	0	1	6	7
	彫刻	5	4	14	23
	工芸品	0	4	2	6
	書跡・典籍	0	2	3	5
	古文書	0	1	5	6
	考古資料	1	9	4	14
	歴史資料	0	0	0	0
		40	23	47	110
無形文化財		1	0	0	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	1
	無形の民俗文化財	4	7	5	16
		4	7	6	17
記念物	遺跡(史跡)	6	7	16	29
	名勝地(名勝)	1	1	0	2
	動物、植物、地質鉱物(天然記念物)	1	3	20	24
		8	11	36	55
文化的景観		1	0	-	1
伝統的建造物群		1	0	-	1
文化財の保存技術		0	0	-	0
総計		55	41	89	185

※令和7(2025)年10月1日時点での数値。

※「-」は法及び条例上、指定などの制度がないもの。

※所在地が県外にわたるものは「正月行事」「背負運搬用具」「傀儡子の舞及び相撲」が含まれるので、ここでは「所在地が県内のものに限る」

日本遺産・世界遺産

(1) 日本遺産

本市では、廣瀬淡窓の私塾跡である咸宜園跡や豆田町を中心とした教育遺産群のストーリー「近世日本の教育遺産群 - 学ぶ心・礼節の本源 -」が平成27(2015)年に日本遺産に認定されている。この日本遺産は、本市のほかに茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市の4都市にまたがってストーリーが展開される「シリアル型」での認定となっている。※単一の市町村内でストーリーが完成するものは「地域型」

(2) ユネスコ無形文化遺産

本市では国指定重要無形民俗文化財の日田祇園の曳山行事が、全国に所在する33件からなる祭礼行事「山・鉦・屋台行事」として、平成28(2016)年にユネスコ無形文化遺産に登録された。日田祇園の曳山行事は、毎年7月20日過ぎの土日に隈地区の八坂神社、竹田地区の若宮神社、豆田地区の八坂神社の三社で行われる祇園祭の総称で、9基の壮麗な山鉦が曳き出される行事である。

日田市の文化財の概要 (2)

有形文化財

110件(建造物49件、美術工芸品61件)：国指定重要文化財は、建造物が5件、美術工芸品が6件(彫刻5件、考古資料1件)となっている。建造物は、九州で中世最古の寺社建築である大野老松天満社旧本殿や、元禄期の商家住宅である草野家住宅、長福寺本堂、行徳家住宅、旧矢羽田家住宅の計5件が指定されている。



無形文化財

1件(国指定)：国の重要無形文化財に指定されている小鹿田焼は、江戸時代中期に柳瀬三右衛門、黒木十兵衛らによって開窯された窯業技術で300年以上の歴史を持っている。現在、9軒の窯元により窯の火が守られている。



民俗文化財

17件(国指定1件、国選択3件、県指定5件、県選択2件、市指定6件)：国指定は日田祇園の曳山行事の1件、県指定は鶺鴒や磐戸楽、大野楽、本城くにち楽、大原八幡宮御田植祭の5件で、祭礼行事、神事芸能が多く指定されている。



記念物

史跡29件(国指定6件、県指定7件、市指定16件)：国指定は咸宜園跡、廣瀬淡窓旧宅及び墓、ガランドヤ古墳、小迫辻原遺跡など6件で、特徴としては、古墳や集落、街道に関わる史跡が多く、本市が古くから交通の要衝であったことを裏付けている。



文化的景観

1件(国選定)：本市最北端で北に英彦山を控える地域で、窯業を営む皿山地区と農業を営む池ノ鶴地区からなる小鹿田焼の里が国の重要文化的景観に選定されている。



伝統的建造物群

1件(国選定)：慶長6(1601)年に小川光氏が築いた丸山城(後の永山城)の城下町として生まれ、後に幕府の代官所のお膝元として栄えた豆田町が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



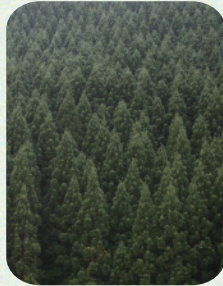
日田市の歴史文化の特性

1 阿蘇・くじゅう山系 や英彦山系の美しい 山々と清流、豊かな 自然が育む歴史文化

本市を囲む美しい山々から流れ出る清流と火山活動により生み出された土や鉱床は、林業や焼き物、金の産出など日田の産業を支えてきた。特に、江戸時代に始まったスギの植林により造林地域が拡大し、明治期以降、下駄や漆器などの木工業が盛んとなり、日田の代表的な産業となった。



小鹿田焼



杉山

2 三隈川との共生で 育まれた歴史文化

本市を囲む美しい山々から流れ出る大小の河川は、盆地内で合流し、三隈川となって有明海へと流れる。人々は河川流域の開発や水路工事を行うことで農業生産力を向上させたほか、河川を利用した物資輸送も盛んに行われた。川と共に暮らしを営んできた日田の人々はその恩恵を受ける一方で、古くより河川の氾濫による水害にも数多く見舞われてきた。



鵜飼

3 人・モノが織りなす 北部九州の交通の要 に育まれた歴史文化

本市は北部九州の中心に位置していることから、三隈川をはじめとする河川や陸路を通じて各地との交流が盛んに行われてきた。これらの交流により日田の地にもたらされた文物は土器や石器だけでなく、カマドや鉄器作り、装飾古墳、陶磁器や銭など多種多様である。



吹上遺跡出土品



ガランドヤⅠ号墳

4 天領日田の商人が 育んだ歴史文化

江戸時代に幕府の直轄地となった日田は、代官所が置かれ、幕府の九州支配の中心となった。

日田の商人は幕府の公金を扱うことで、九州の金融経済の中心を担うとともに、経済的な豊かさを背景に俳諧などの文化的な活動が盛んになった。



咸宜園跡



豆田町

文化財の保存・活用に関する基本理念・基本方針

基本理念

地域に残る豊かな自然、ふるさとの歴史と伝統に育まれた文化財を市民共通の貴重な宝として後世に残していくため、その調査・保存に努め、併せて教育や観光などの様々な活用を図る必要がある。そして、文化財の保存・活用を図るためには、所有者や行政のみならず、市民一人ひとりが主役となり、地域総がかりで取り組んでいくことが重要となる。

これらのことを踏まえ、本市が目指す文化財の保存・活用に関する基本理念を、次のように設定する。

ふるさとの宝を未来へとつなげる
～ 歴史を守り 伝統を受け継ぐまち ひた ～

3つの基本方針

基本理念を実現するために必要となる取組の方向性について、日田の地域性と民力が支えた歴史文化の特性を踏まえ、以下の3つの基本方針を定める。

文化財を「知る」

文化財を「知る」ことは、先人が生み出した文化財について、自分にとっての特別な価値を発見することであり、また同時に、地域の人々を始めとした多くの人々にとっての文化財の価値を知ることでもある。

多様な人にとっての多様な価値を「知る」ことが、文化財を「守る」という意識の醸成とともに文化財を地域資源として「活かす」ことにもつながっていくと考える。

そのため、市民が文化財の特質を理解するための調査と研究を推進するとともに、価値の発見と情報共有に取り組む。

文化財を「守る」

文化財を「守る」ためには、行政のみならず、市民との協働・連携により文化財の維持管理・修復のための各種事業に取り組むことが重要である。

文化財を「守る」取組を通じて、市民が文化財の価値を「知る」こと、そして、その価値を理解し、共有することによって、将来的にそれを「活かす」ことにもつながっていくと考える。

そのため、市民が主体となって進める文化財保護の活動への支援、文化財を守る上で高度な専門性が必要な分野における正しい保存の知識や技術についての情報発信及び学習機会の提供等による担い手の育成等に取り組む。

文化財を「活かす」

文化財を「活かす」ためには、その主体となる地域の活力が維持されていることが重要であり、文化財を「活かす」取組を通じて、人を育て、地域活性化を図る必要がある。文化財の活用と保存は、表裏一体の関係であり、文化財を「活かす」とは、文化財の価値を消費・毀損するのではなく、「活かす」ことによって、より多くの人々が文化財を「知る」機会となり、地域が主体となって「守る」体制を確保することにもつながっていくと考える。

そのため、観光、まちづくり及び教育等の行政分野との連携強化並びに文化財資料のデジタル化及び情報発信の推進等に取り組む。

文化財の保存・活用に関する課題

基本理念を実現するうえで、現状を踏まえて直面する文化財の保存・活用に関する課題を基本方針に沿って取りまとめる。

基本方針

課 題

文化財を「知る」

- ① **文化財の把握調査が十分に実施されていない**
未指定文化財の計画的な総合把握調査の実施及び文化財カルテ（台帳）の整備が必要である。
- ② **調査・研究環境の充実が必要**
文化財関連施設の維持管理並びに調査・研究及び展示資料等の適切な整理・保管が必要である。
- ③ **調査・研究人材の育成推進が必要**
学芸員などの専門職員や文化財保護員等の資質向上及び多様な人材の育成が必要である。
- ④ **世界遺産登録の推進が不十分**
団体・事業者などとの連携はもとより、調査・研究並びに普及・啓発及び情報発信などの取組による一層の機運の醸成が必要である。
- ⑤ **価値の適切な評価が必要**
未指定文化財の総合把握調査により見出した価値に基づき、有識者で構成する文化財保護審議会及び市民などにより適切な評価を行うことが必要である。
- ⑥ **公開・情報発信による価値の共有が不十分**
文化財の魅力を市民に広く伝え、文化財が持つ価値を市民間で共有できるよう、広報誌及び電子媒体並びに文化財関連施設を活用した情報発信が必要である。

文化財を「守る」

- ⑦ **積極的な保存の推進が必要**
史跡等の保存計画の策定及び計画的な整備工事の実施並びに文化財所有者が行う保存修理に対する補助制度の創設についての検討などが必要である。
- ⑧ **市民との協働が不十分**
地域社会全体で文化財を保存・活用するための人材育成に取り組むとともに、市民が文化財の保存・活用に関わる機会を創出することが必要である。
- ⑨ **担い手の育成が不十分**
文化財保持団体が行う後継者育成等の活動に対する財政支援をはじめ、文化財の魅力を伝え、興味・関心を高めることで、担い手の育成につなげる取組が必要である。

文化財を「活かす」

- ⑩ **文化財を活かした観光振興が不十分**
文化財を活かしたイベントの開催、文化財の魅力発信及び観光コンテンツとしての磨き上げ等により、観光客の伝建地区への偏在を解消し、更なる誘客を図る必要がある。
- ⑪ **文化財を活かしたまちづくりが不十分**
関係課をはじめ、市民及び団体・事業者などと連携し、文化財を地域資源としてまちづくりに活用した取組を推進することが必要である。
- ⑫ **関係各課との連携強化による学習機会の充実が必要**
学校教育や社会教育を所管する関係各課との連携強化による、子ども、住民及び教職員等に対する学習機会の充実が必要である。
- ⑬ **情報発信の取組が不十分**
文化財情報へのアクセスを容易にし、文化財の効果的な活用を推進するため、デジタル技術を用いた取組が必要である。

文化財の保存・活用に関する措置（事業）

三つの基本方針に沿った課題を踏まえ、計画期間に実施する措置を設定し、基本理念の実現を目指す。

文化財を「知る」

【方針1】文化財（指定・未指定）特質の理解－調査と研究－の充実

- ① 文化財の把握調査を推進する ———— ・文化財総合把握調査、文化財カルテの作成
- ② 調査・研究環境を充実する ———— ・埋蔵文化財センター等文化財関連施設管理
- ③ 調査・研究人材の育成を推進する ———— ・職員研修、咸宜園等の研究活動支援
- ④ 世界遺産登録に向けた取組を推進する ———— ・調査・研究及び普及啓発の推進

【方針2】文化財の価値の発見と共有を推進

- ⑤ 価値の適切な評価を行う ———— ・市民協働による未指定文化財の評価の実施
古文書サポーター制度の検討
- ⑥ 公開・情報発信による価値の共有に取り組む ———— ・文化財情報の発信、講演会・展示会の実施

文化財を「守る」

【方針1】文化財の積極的な保存を推進

- ⑦ 積極的な保存の推進を図る ———— ・国登録有形文化財の保存・修理に対する補助の検討、地域遺産制度の検討

【方針2】文化財を支える人材の育成を推進

- ⑧ 市民との協働を推進する ———— ・ガランドや古墳公開サポーターの育成、市民文化財サポーター制度の検討
- ⑨ 担い手の育成を推進する ———— ・小鹿田焼伝承者養成、鵜飼保存対策、指定文化財等保存補助、無形民俗文化財記録保存

文化財を「活かす」

【方針1】観光資源としての活用を充実

- ⑩ 文化財を活かした観光振興を充実する ———— ・観光誘客宣伝、歴史的観光資源活用、文化財を活かした誘客促進、日本遺産魅力発信

【方針2】地域振興への活用を推進

- ⑪ 文化財を活かしたまちづくりを推進する ———— ・市民活動団体に対する支援、文化財周辺環境整備の検討、スポーツイベントの活用

【方針3】教育事業との連携を強化

- ⑫ 学習機会の充実を図る ———— ・文化財関連施設での子ども学芸員の展示体験や市民協働企画展示の検討、地区公民館との連携

【方針4】積極的な情報発信の推進

- ⑬ 情報発信の取組を推進する ———— ・デジタルコンテンツの活用、国内外への情報発信

文化財の総合的・一体的な保存と活用（関連文化財群）

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を歴史的・地域的関連性に基づくテーマや物語（ストーリー）に沿って、一定のまとまりとして捉えたものであり、構成文化財を相互に結び付け、多面的な価値・魅力の発見につげることができる。

歴史文化の特性

阿蘇・くじゅう山系や英彦山系の美しい山々と清流、豊かな自然が育む歴史文化

三隈川との共生で育まれた歴史文化

人・モノが織りなす北部九州の交通の要に育まれた歴史文化

天領日田の商人が育んだ歴史文化

関連文化財群

山々がもたらす恵みと人々の営み

五穀豊穡と無病息災の祈り、地域に残る伝統行事

川との共生の証と流域の景色

人とモノが集まる文化のクロスロード

江戸時代に経済が発展し、文化が栄えた日田

構成文化財

小鹿田焼・御前岳や釈迦岳の原生林・鯛生金山など

日田祇園の曳山行事・大原八幡宮・楽・大野老松天満社など

鵜飼・日隈城・後藤家・山田家・小ヶ瀬井路など

吹上遺跡・小迫辻原遺跡・ガランドや古墳・永興寺など

永山城跡・豆田町・草野本家・廣瀬淡窓旧宅・咸宜園跡など

文化財の防災・防犯

長い年月を経てきた文化財の多くは、脆くて壊れやすい状態にある。火災、豪雨、地震などによって被災したり、盗難や毀損の対象となったりするため、防災・防犯の対策が必要となる。

課題

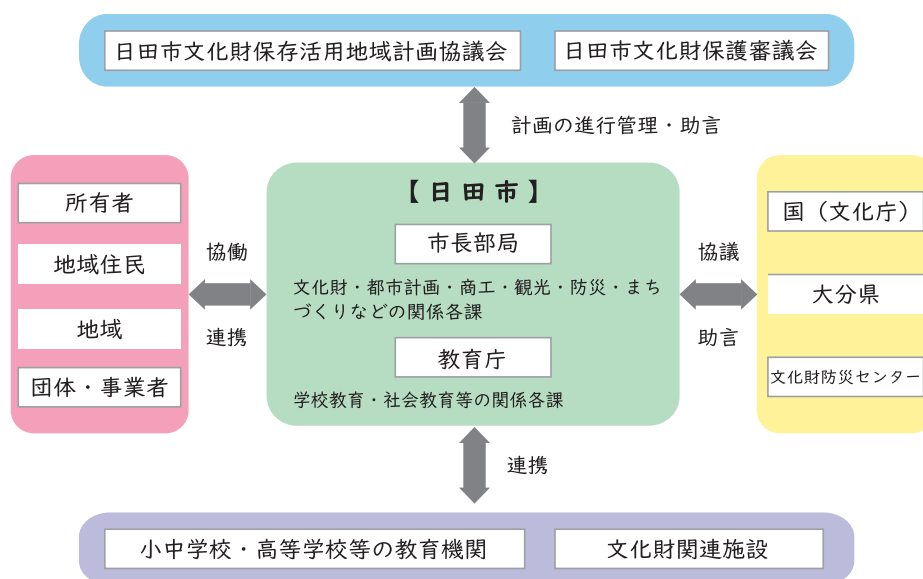
- ・市内に点在する文化財の周辺環境調査及びリスク分析が必要となる
- ・平常時、発災時、復旧・復興時などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアル整備が必要となる
- ・所有者、自治会、消防署、消防分団と連携した防火訓練の実施や所有者に対する防災・防犯に関する情報提供及び啓発を通じた意識向上の取組が必要となる

方針

- ・防災・防犯設備の整備・充実に取り組むことをはじめ、文化財の被災リスクの把握、地域防災計画の見直しや平常時、発災時、復旧・復興時などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアル整備などに取り組む
- ・所有者、警察及び消防などの関係機関並びに地域住民と連携し、文化財の防災・防犯の仕組み及び体制整備を推進する

文化財の保存・活用の推進体制

市民共通の財産である文化財を将来につなげていくため、所有者、地域住民、地域、団体・事業者、行政等がそれぞれの役割分担のもと、協働して、本計画に掲げる文化財の保存・活用の取組を推進する。



日田市文化財保存活用地域計画（概要版）

■発行日：令和7（2025）年10月31日

■編集・発行：日田市文化スポーツ観光部文化財課

☎ 0973-24-7171

e-mail bunka@city.hita.lg.jp